

ゆたかクラブ豊橋サロン活動にあたっての注意事項

サロン活動をするにあたって、次の事項をご確認ください。

- 事業の目的 地域が変容し人間関係が希薄化する中で、外出機会が減少することにより、しだいに社会との接点を失い孤立しがちな高齢者に対し、心身の健康づくりや介護予防につながるサロン活動を通じて外出機会を増やし、閉じこもりを防ぐことを目的とします。
- 事業について
- (1) 実施主体
豊橋市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ又は校区、ブロックが主催者の一員として参加すること。
 - (2) 開催場所
生涯学習センター、校区市民館などの公共施設や公民館・集会場などの自治会等が管理する施設などで開催すること。
 - (3) 対象者
老人クラブ会員に限定せず、地域の高齢者など地域に開かれたサロンとすること。
 - (4) 活動内容
会話を中心に、参加者の興味や関心に合わせた内容とすること。
 - (5) 参加費
運営は参加費（実費負担）でまかなうことを基本とすること。
 - (6) 開催回数
概ね月1回程度開催すること。
- 対象経費 助成金の対象経費は、サロン開設・運営に必要な報償費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信費、使用料・賃借料、食糧費です。
※「食糧費」とは、サロン開催時のお茶、お茶菓子等
※中止とした期間に発生した経費については助成対象としません。
- 報告について
- ・ 令和9年3月のサロン開催後、速やかに別添の事業実施報告書を提出してください（サロン活動は概ね月1回程度開催することとなっていますので、3月の開催をもって、事業が完了したことになります）。
 - ・ 報告書には、必ず領収書を添付してください（コピー可）。